

フランシス・ネットル

(Francis Netter, 1907~1986)

藤井良治

1. はじめに

「いま社会保障は喪に服している」。ピ埃尔・ラロックによるフランシス・ネットルの追悼文はこういう書き出しで始まっている¹⁾。

フランスの社会保障を語るとき、その創設者としてまずラロック²⁾の名が上げられる。多くの大事業の栄誉はひとりの人間によって代表されるのが常であり、その思想性と影響によってたしかにフランスの社会保障創設の栄誉はラロックによって担われるべきであるが、専門領域こそ違っても社会保障の草創、発展の重要な局面にラロックとともに携わったネットルの名を欠くことはフランス社会保障成立的一面のみを見るように思われることから、あえてここでネットルを取り上げることにした³⁾。

個人的な話になるが、筆者は1965年から66年にかけてフランスで社会保障を学ぶ機会に恵まれたが、とりわけ社会保険数理と社会保障財政を学ぶなかで、労働省を退いて会計検査院の主席審議官に就任したばかりのネットルを紹介されて、カンボン街の会計検査院を訪れたことがある。ネットルの勧めでパリ大学法学部労働社会科学院の彼の担当する社会保障の講義に何回か出席した。当時まだ50歳になったかどうかの年齢であったが、がっしりした体格と口髭をた

くわえたネットルは私には60歳を優にこえているように思われ、また社会保障総局の要職にあった人とは見えない地味で温厚な感じを受けた。ラロックはネットルの人柄を「生来謙虚な人」と評し、「謙虚さ (modestie)」という表現を何度も繰り返し用いて、「極端な、過度なまでの謙虚さ」と言い、さらに「深い感受性と人間的熱情、生来の善良さ」とも言っているが、こうした言葉は、求めれば得られたであろう地位や名譽に恬淡であったネットルの人柄を十分に窺わせている。

2. 経歴

フランシス・ネットルは、1907年12月4日(ラロックはそれより1カ月ほど早い11月2日生まれである)、パリ10区ランクリ街で開業する医師の子として生まれた。ネットル家はもとはアルザスの旧家であったが、普仏戦争によってアルザスがドイツ領に編入されたさいにドイツの支配を嫌って1871年にパリに移住し、今日まで120年以上にわたってランクリ街に居を構えている。フランシス・ネットルは、リセを優秀な成績で終えて1926年に18歳でエコル・ポリテクニック⁴⁾に入学する。エコル・ポリテクニックを出ると同時に理学士号を得たネットルは、砲兵将校となるが、公務員試験に合格したため軍服を

脱いで、1931年1月に労働・福祉省に保険数理監督官として入省し、社会保険総局⁵⁾に配属された。ピエール・ラロックもネットルとともに労働・福祉省の大蔵官房に入省している⁶⁾。「仕事上の関係だけでなく、親密な友人としての毎日のつき合いが始まった」とラロックは当時を追想している。

フランスでは、フランシス・ネットルが労働省に入省した前年の1930年に、ドイツ社会保険に40年以上遅れて社会保険法が成立した。入省後のネットルは、新しい法律の施行をめぐって財政問題だけでなく、法案作成、各種通牒類の作成に至るまで精力的に仕事をした。

1939年に第2次大戦が始まると、予備役将校としてネットルも動員され、1939年から40年にかけて前線で参戦し、その功績によって戦争十字勲章を受けている。除隊後、ユダヤ人の家系であるにもかかわらず、ネットルはヴィシー政府の下での公務に戻るが、やがて身辺の危険を感じるようになり、労働省を離れて、社会保険金庫を管理運営する仕事に変わった。しかし身の危険が増したために居所を次々と変え、勤務する金庫も転々とするようになり、最後には対独抵抗運動組織マキ団に参加した。彼の3人の兄弟のうち1人は銃殺、他の2人は強制収用所に送られたままついに帰ることがなかった。そのため、フランシスは「フランスの旧家ネットル家のただひとりの生き残りとなった」とラロックは書いている。

パリ解放とともに労働省に復帰したネットルは、ヴィシー政府時代に課長補佐として公私にわたって彼を支えてくれたジャンヌ・ラショー嬢と結婚する。ちょうどこの時期にフランスの社会保障計画策定が始まった。社会保険総局は廃止されて、さらに大所帯の社会保障総局⁷⁾と

改まり、社会保障制度制定の作業が進められた。この新しい社会保障総局において、ネットルは、総務・財務局次長に任命され、旧来の社会保険（疾病、出産、廃疾、老齢、死亡）のほか、労働災害・職業病、家族手当の新設・再構築を担当し、新婦のネットル夫人も労働災害課長として新しい制度の実施にあたった。

さらに、社会保障総局次長兼総局長代行となつたネットルは、社会保障関連法規だけでなく財政にも通曉していることから全国社会保障金庫の金庫長の職に就くよう要請されたが⁸⁾、これを断わり、せめて社会保障総監察局⁹⁾ならばと総監察官のポストを選んだという。公職の合間をぬって、国際労働機構（ILO）、国際社会保障協会（ISSA）などさまざまな国際社会保障機関の活動に参加し、ヨーロッパ共同体（EC）での社会保障専門家として一目も二目も置かれる存在となつた。

1964年に労働省を去って、会計検査院の主任審議官¹⁰⁾に選ばれ、1973年には、会計検査院の保険および情報部の部長となり、1977年に引退するまでその職にあつた。その間、ENAや社会保障大学校¹¹⁾で教鞭をとつて後進の指導に当たる一方で、多くの論文を発表している。

3. 著書および論文

ネットルは学者ではないので、学術的業績や論文の点で研究者に及ばないかもしれないが、ネットルの著作『社会保障とその原理』[2]はフランスの社会保障を学んだことのある者ならばだれもが知っているだけでなく、フランスにおける社会保障研究の先駆的業績としても忘ることのできないものである。

『社会保障とその原理』は、ネットル42歳の

ときに書かれたもので、フランスの社会保障に限定されない社会保障概論である。今日、フランスの社会保障の代表的な教科書はジャン・ジャック・デュペルーの『社会保障法』¹²⁾であるが、詳細な文献引用と資料が加われば、その体裁の点からもネットルの『社会保障とその原理』はデュペルーの『社会保障法』の原型といって過言ではない。『社会保障とその原理』以外にも、1951年に『社会保障の基本概念』[1]を出版している。おそらく『社会保障とその原理』はこの『社会保障の基本概念』の拡張、延長上にあるものであろう。

『社会保障の基本概念』、『社会保障とその原理』以前の著作、論文についての資料を持ち合わせていないが、多くは第二次大戦後のものと思われる。初期の論文等があるとすればそれは保険数理専門家（アクチュアリ）としてのものであろう。筆者の手許にあるエコル・ポリテクニック時代の師と思われるリッセの『人口および生物学に対する統計学の応用』¹³⁾の序文の中で、「エコル・ポリテクニック卒業生、労働省保険数理監督官補フランシス・ネットル」が原稿の訂正と校正を担当したことが述べられている。

著書以外の論文はアクチュアリとしての領域に属するものが少なくないのは当然であるが、社会保障一般に関するものもある。大戦後の早い時期の1950年に社会保障給付のスライドに関する「生計費または賃金水準に合わせた各種給付水準の調整」[3]が書かれている一方で、1953年にラロックとの共著で社会保障選挙に関する報告書「政治選挙の中での社会保障選挙」[4]が書かれている。また、1950年に「社会保障の手法と人口」[5]、1972年に「補足年金制度」[14]がフランス社会問題雑誌に、1957年に「医

療保険に関する考察」[6]が社会法雑誌に、1958年に「組織と機械化」[7]が家族手当金庫全国連合会雑誌に掲載されている。また、1950年代から1960年代にかけて急速に経済発展した西欧諸国は多くの外国人労働者を受け入れたが、ILOは外国人労働者の社会保障における平等待遇に関する条約を採択(1962年)した。これを受けて1963年に「外国人労働の社会保障」[8]が国際労働雑誌に発表されているが、ネットルの活動が経済、財政という分野をこえて行政的な次元への広がりを見せていたことを窺わせる。

アクチュアリとしてのネットルは、ISSAのアクチュアリ機関誌「国際社会保障アクチュアリ雑誌」や国際会議報告に論文を寄稿している。1965年の「国際社会保障アクチュアリ雑誌」第11号には「社会保障と経済進歩」[11]が掲載されており、国際会議報告論文としては、1965年のマドリッド大会で「点数方式により運営される賦課方式年金制度の財政見通し検討に対する収益率概念の利用」[12]、1975年のヘルシンキ大会で「社会保障の各種指標に関する考察」[15]、1979年のメキシコ大会で「年金の調整」[16]が発表されている。

アクチュアリおよび社会保障専門家としての側面のほかに、第二次大戦中、積立方式から賦課方式への転換に立ち会ったネットルは、フランスの年金制度の生い立ちについても造詣が深く、社会法雑誌に2度に分けて、「20世紀前のフランスの年金」[9]と「1895年から1945年までのフランスの年金」[10]、「自営業者年金の歴史」[13]を執筆している。

4. ネットルの社会保障観

ネットルの業績の多くはラロック同様、実務

家としての業務に結集されているとしても、先に見たようにいくつかの著書、論文にまとめられている。著書、論文の中では『社会保障とその原理』はその中心的業績であろう。そこで、まず『社会保障とその原理』によってネットルの社会保障に対する考え方を見てみよう。

『社会保障とその原理』は、第1章「原理」、第2章「社会保護」、第3章「技術的諸問題」、第4章「経済および財政問題」、第5章「機構」、第6章「国際的問題」の6章で構成されている。

ネットルの社会保障は、フィラデルフィア宣言に始まるILOの社会保障観に基づいていている。すなわち、『社会保障とその原理』の冒頭でフランスの社会保障に限定されることなく、「世界のさまざまな社会保障制度のよって立つ原理と概念を可能な限り提示し、分類し、図式化することに努める」と述べ、社会保障の目的を「すべての者、とりわけ労働者をその活動を減少させたり停止させ、あるいは追加的な負担をもたらすような事故から守るために保護の総体をつくることである」と定義している。ここで「事故 (éventualité)」と呼ぶものは、デュペルーが「事象 (événement)」と呼ぶものに対応する。また、社会保障の概念は、不時の事故への備え¹⁴⁾、責任、保険および扶助などの隣接的概念であるが、それらのより上位概念であるとし、そのことから社会保障は、個人および家族の所得の継続性を維持することによってその安寧を保障し、労働および生活に関する可能性を發揮させることにより個人および家族がその自由と責任を最大限に行使出来るようにすることであると考える。雇用の確保と生活の保障は完全雇用政策の目標であり、この点に関する社会保障の役割は、完全雇用政策を補完することであり、完全雇用と社会保障は連帶関係にあり、相互に

関連し合うものであり、その意味で、社会保障の発展は雇用を規定する国民経済に大きく依存していることを明確に認識している。

とくに社会保障の機能を所得再分配に求める経済学的視点に対して、最低生活を保障することが社会保障の目的であるのではなく、むしろ最低生活を上回る生活を可能にする経済活動の実現とそれへ向けての努力を促すことにある点を強く主張して、「集団による福祉は、市民ひとりひとりの基本的自由と発意の發揮によってのみ達成されるのである」と述べている。

以上のようなネットルの社会保障観は、次のように要約される。

- (1) 個人の生活水準の変更するリスクの発生によってもたらされた結果生じた費用を負担するかまたは補償すること。
- (2) 身体的または精神的な損害を引き起こすリスクの発生を回避するために、予防措置を講じること。
- (3) 稼得能力の変更が止むを得ない場合には、それぞれの身体的または精神的な状態にふさわしい労働を見出せるような環境を整備すること。

ネットルのいう社会保障は、デュペルーの『社会保障法』の冒頭で述べられている社会的リスクに対応しており、デュペルーが所得獲得に関する事故の原因として所得の喪失または減少および所得行使に関するリスクを上げ、前者のリスクに関してはさらに身体的リスクおよび経済的リスクを上げているが、これら上記(1)に対応するものだけでなく、予防的機能と労働復帰促進という機能を高く評価するネットルの社会保障観は、大戦後のフランス社会保障創設に少なからぬ影響を与えたベヴァリジと共に通るものである。

もうひとつ見落とせないのは、ネットルは第二次大戦中から大戦後の国際的動向にも詳しく、社会保障形成の国際的潮流に強い関心を寄せていたことである。すなわち、1941年の大西洋憲章に始まって、1942年のベヴァリジ・プラン、1944年のILO フィラデルフィア宣言、1948年の国連世界人権宣言などの動きであり、それらが何を意味し、何をめざすかを明確に把握していた。こうした国際的潮流の影響を受けながら、フランスでもドイツ占領下のヴィシー政権のもとで社会保険法の拡大と社会保険からの脱皮が試みられていた。大戦が勃発した1939年に家族手当法の拡大、整備（農業者および自営業者に始まって、失業者、退職者、寡婦、障害者へと適用拡大された）、1941年に無拠出の老齢被用者手当（AVTS）の制定、1942年に医療保険において保険料拠出の有無にかかわらずニーズに応じて給付するという原則の導入などを通じて、社会保険の原則のひとつである給付対反対給付という原則は緩められ、被用者であることだけが給付の前提条件とされるように変わって行った。

1945年の社会保障計画は、こうした適用拡大を通じて変化していた社会保険と家族手当および労働災害などの社会保護を統一的に組織化する作業であり、その理念の基礎となつたのが亡命政権のあったイギリスのベヴァリジ・プランであったことは改めて繰り返す必要はないだろう¹⁵⁾。

5. 社会保険と社会保障の技術的側面と機能

社会保険法の制定とともに労働省に入り、社会保障の創設とその施行に携わってきたネット

ルは、社会保障の運営における保険技術に少なからぬ関心をもつ。私保険の原理とその機能、さらにそのメリットとデメリットを考察して、私保険においては選択および逆選択を回避することができないという事実から、こうした問題を回避するために強制加入が正当化されるという立場を支持する。すなわち、補償ないしは保険の技術は、財政的均衡を実現するための手続きに過ぎないと考える。この考えを押し進めれば、極端な場合には保険料は必ずしも特定の給付に対応せず、これにより無拠出給付が可能となる。年齢および収入のみを条件とする国民連帯基金（1956年）はこの代表的な例である。

社会保険にせよ社会保障にせよ、社会的権利は法的整備だけでは具体化されない。財政的基礎を確定せずに社会的権利を保障することは出来ないからである。財政的基礎は、人口要因（死亡率、障害発生率など）および経済的要因（賃金の分布および水準、利子率、物価水準など）である。前者は給付すなわち社会保障支出と結びつき、後者は保険料すなわち社会保障収入と結びついている。

フランスの社会保障は、その前身である社会保険を継承していることから財源を保険料としているが、社会保障の財源の性格についてネットルは考察する¹⁶⁾。社会保障の財源は、目的とするリスクないしは給付の性格によって異なる。フランスにおいて、労働災害については、その発生の当初から使用者責任主義ということから雇主負担とされてきた。家族手当についても、当初賃金の一種と考えられたことからやはり使用者負担が当然とされた。被用者の社会保険負担については、労使の負担割合が大きく異なることでフランスの労使負担のありかたは有名である。社会保険法当時は労使の負担は対等であ

ったが、戦争直後の1944年12月に特別保険料が使用者負担となったことに始まって、以後引き上げられる保険料の大部分は使用者負担とされたことにその原因があるとネットルは指摘している。保険料を始めとして社会保障拠出は、所得比例拠出が一般的である。一方、自営業者などを対象とする制度では、所得が安定しないことや所得把握が困難であることなどから所得にリンクさせずに定額制を採用している。被用者保険の場合も適用拡大にともなって家政婦、自営セールスマン、学生など所得が安定しない職種や低額所得者については同様に定額制が採用され、場合によっては減額措置も講じられている。

社会保障財源としての拠出金が所得にリンクすることが公平であるとネットルは考えるが、リンクのさせ方としては、拠出率は必ずしも定率であるわけではなく、所得段階によって変えるか、あるいは所得段階ごとに定額とするなどの選択があり得る。実際にフランスではこれらの方針が混在している。

社会保障財源調達方式が企業活動に何らかの影響を与えることは常識であるが、ネットルは社会保険の採用にあたってすでにそのことに気づいており、保険料負担を含む社会的費用が製品原価と無関係ではないこと、とりわけ労働集約的産業においてその影響が大きいことなどを考慮しなければならないことを指摘している。

一方、税と保険料は経済的効果においてほとんど同じと見なせる場合が多い。それでも両者は心理的および政治的効果において異なるという点を重視するのは、国の財政的関与をしりぞけて当時者運営を重視したフランスの社会保障創設理念を強く支持するからであろう。

ところで、当時者拠出主義すなわち国の補助

は排除するというのがフランス社会保障の原則であるが、この原則は、社会保障の拡大にともなって変化している。たとえば、学生制度について毎年国家予算において定額補助金を計上し、鉱山制度について拠出金の一定割合相当の補助金を出し、妊婦や無職者の給付の一部補助、国が管理する制度の事務費補助などに加えて、農業制度に対する社会保障目的税や社会保障財政赤字補てんなどのようにより積極的な財政関与が行われるに至っているからである¹⁷⁾。

6. 社会保障と経済

ラロックは、社会保障政策を社会政策および経済政策と同等な次元で捉え、雇用保障、所得保障、労働能力保障（医療保障も含む）および所得再分配制度をその主なものとしてあげている¹⁸⁾。ネットルは、ラロックのあげる上記の目標のうちの所得再分配機能に关心を寄せて、個人レベルの所得再分配だけでなく、国レベルのマクロの所得分配という観点から社会保障の機能を考察している。また、戦後の世界的な経済成長の時期を反映して、社会保障と経済成長について考察することも忘れていない。

社会保障の存在しない場合の個人の生活防衛は貯蓄および集団的相互扶助であり、社会保障はこうした生活防衛にあてられる資金の一部ないしは全部をその管理下におくことであり、社会保障の成立によって個人は生活防衛のため個人的貯蓄をする動機を失う。しかし、生活水準の向上によってより高い生活安定を望むだろうから、社会保障によって個人は必ずしも貯蓄をやめるわけではないとネットルは考える。貯蓄と社会保障の関係は、今日経済学者の論争のテーマのひとつであるが、社会保障の制定後まだ

目も浅く、経済成長が始まった1950年代においてすでに社会保障と経済とのかかわりについて論及していたことは注目に値する。

社会保障が行う給付の形態には現金ないしは金銭的給付と現物給付ないしはサービスの2つがある。前者は、各人のニーズや選好に応じて財またはサービスを購入するから、社会保障は消費者の所得を増やすことにより消費水準を押し上げ、一方、消費水準の上昇は生産を刺激する。しかし、基本的生活財の需要充足が基本である限りにおいて社会保障給付は景気変動に対してより中立的である。社会保障給付は、消費的側面を持つだけでなく、労働者の健康向上(食料)のために用いられ、あるいは人的資源投資(教育)を通じて生産性向上に寄与する。現物給付は、直接金銭的な給付を行わないが、サービスの価格を無料とするか減額することで、サービスの購入を促進する。公的医療保険加入の有無によって医療支出に大きな違いがあることはその例証である。

社会保障の存在が貯蓄に与える影響は1980年代の経済学の主要なイッシャーであった¹⁹⁾。大きな出費をともなうかも知れない不時の病気や退職のために個人の貯蓄の役割は社会保障によってなくなってしまったか半減するはずだが、生活水準の向上によって新しい欲求が生まれ、上述のように必ずしも貯蓄が減少しないことを指摘している。一方、社会保障は対象者すべてのニーズを充足することはできないので、社会保障によって充足されないニーズを充足するために社会保障を補足するための別の貯蓄や資金プールが求められるようになる²⁰⁾。

フランスが採用する賦課方式財政²¹⁾の下では、財政収支が黒字になった場合にのみ貯蓄が形成されるが、これは経理上の貯蓄のないしは

準備金であって、貯蓄としては大きな意味を持たない。むしろ大きな意味を持つのは、経理には現れない貯蓄、たとえば各種の施設などのストックである。とりわけ医療施設などを保有することは健康の回復、維持を実現し、人々の人的投資に寄与し、こうした目に見えない貯蓄が国富を生み出す影の原動力になることを重視している。

ところで、積立方式下の社会保障は、積立てられる資金が大きくなるにつれて問題が生じることを指摘する。積立金の規模が大きくなると、私企業のような自由な投資は不可能となり、積立金は国の経済のなかに組み入れられるようになるからである。自由経済の下では、公的資金は私企業の活動を阻害しないように配慮して投資されねばならず、計画経済の下では、国の投資計画によって投資されるが、社会保障が膨大な額の投資資金を保有するようになるにつれて、有効な投資先を見つけることができなくなり、積み立方式を維持することが困難となると主張する²²⁾。

一方、財源調達と経済との関係を社会保障拠出が生産活動にブレーキとならないような点に止めるべきことを主張する。そのため、法定労働時間をこえる労働時間に対しては拠出免除とすること、生産性向上に対する寄与に対応する特別報酬を拠出免除とすること(生産活動を奨励する)、賃金の額によらずに労働時間によって拠出を行うこと(生産性向上を図る)、職種に関係なく家族手当に対する拠出率を一律とすること(人口構成の違いを均す)、産業間の負担の調整(労働集約型産業の救済)などの政策を提案している。これらのうち、最初の法定労働時間こえる労働時間について拠出免除とするという提案は、戦後経済の建て直しが急務であっ

た時代の要請による提案である。今日のわが国のような労働時間短縮が求められる場合には、逆に法定労働時間を超える労働時間に対しては懲罰的拠出が求められるだろう。

経済と社会保障との関係については、論文「社会保障と経済成長」においても論じられている。これが書かれた1965年当時は経済成長が各國的主要目標であり、ECやILOにおいても研究テーマとされていたことと無関係ではない。社会保障は、一般化(適用拡大)、給付範囲拡大および給付水準の向上という3つの方向をめざして発展していると指摘し、その発展を支える財政的基盤を問題にしている。被用者グループと非被用者グループ間、あるいは地域間にみられたようになった財政負担能力格差であり、国民所得の伸びを上回る社会保障支出の増加である。こうした問題に対して拠出率の引き上げや拠出対象所得の拡大などによって社会保障内部だけで対処しようとしても限界があることは明らかだから、公的財源に対する依存度が高まるようになる。

社会保障財源基盤は経済活動すなわち経済成長であるが、その成長は産業間、地域間などにおいて一様ではないため、社会保障の内容にも格差が生じざるを得ない。こうした格差解消のために国の財政援助が行われ、また社会保障制度の連帶を基礎とする財政調整が行われざるを得ず、経済成長のひずみを調整するこうした移転の重要性が指摘されている。実際にフランスでは、1974年の社会保障一般化および給付内容と水準の調整に関する法律によって、ネットルが指摘した方向は明確な政策として具体化した。とくに財政調整の実施とのメカニズムの決定にあたってネットルは大きな影響力を發揮した²³⁾。この論文のなかで、ネットルは社会保障と

経済成長のプラスとマイナスの関係を財源面から考察しているが、そうした技術的問題に止まらず、たとえば人間をたんなる消費単位として考えるのではなく生産的な富のひとつとして捉え、「社会保障は人的資源を供給することによって経済発展に寄与するのであり、人的資源がなければ経済発展はあり得ない」と、数量化されない人間的な側面の重要性を強調している。

7. おわりに

冒頭にも述べたように、ネットルは法律家であるラロックのような社会制度の立案者としての華やかさと無縁であるが、すぐれた行政官であるよりむしろ研究者の資質に近いものをもっていたと思われる。とくに労働省を退いてからネットルは社会保障アクチュアリ機関の雑誌とその国際会議に論文や報告を寄せており、簡単な数式を用いながら、年金のスライドや社会保障指標などについて分析しており、それらの中に彼の豊富な経験と思索が読み取れる。アクチュアリの分野での興味深い論文の1つは、点数方式による年金の収益率に関する「点数方式により運営される賦課方式年金制度の財政見通し検討に対する収益率概念の利用」[12]である。ここでいう収益率とは1単位の拠出に対応する年金額で測られるものであるが、この収益率を手がかりに私保険における収益率との比較も可能となり、年金制度間の運営効率を比較することも可能となることを示し、また年金制度間の財政調整によって私保険の再保険的機能が可能となることを示している。今日、社会保障アクチュアリの仕事はシャドラやローネイなどの優秀な後継者に引き継がれている。彼らもネットルと同じくアクチュアリであることに終わら

ず、財政、経済などに及ぶすぐれた理解力と分析能力を持ち合せているが、それにしてもネットルのような行政的能力においても優れている人物は多くないようと思われる。これはたんに個人の資質によるだけでなく、社会保険と社会保障という近代が生み出した社会的制度の創成と発展の時代を生きたということとかかわるのかも知れない。

本稿を終えるにあたって、ラロックのネットル追悼文のことばをもう一度引用したい。「彼に対して寄せられる数々の賛辞に私が付け加えるべきものは何もないが、もうひとこと付け加えさせて戴きたい。彼が私に与えてくれたすべてに対する個人的な深い感謝の気持ちはいうまでもないが、フランスや世界中で、そうだとはっきりと意識しなくとも正義や希望について少しでも彼に負うところのある人々の名において、大声で心の奥底から有難う、と」。

注

- 1) Pierre Laroque : Francis NETTER, Revue Française des Affaires Sociales, N° 3, 1986.
- 2) 上村政彦「ピエール・ラロック」、『社会保障の潮流』、全国社会福祉協議会、1977.
- 3) 今回対象となっていたのは、デュペルーであったが、デュペルーとの連絡に手違いがあり、資料が十分に入手できなかったこともネットルを取り上げた理由のひとつである。
- 4) エコル・ポリテクニックは、1794年に技術将校養成のためにナポレオンが創設した学校で、今日では行政官養成のための国立行政学院(ENA)とともに技術系高級官僚、経営者養成機関の頂点に立つ。高級官僚、経営者だけではなく、アンリ・ポアンカレをはじめとする著名な科学者を輩出している。
- 5) Direction générale des assurances sociales.
- 6) このときの労働・福祉大臣はアドルフ・ランドリである。大臣官房のメンバーの多く

は、國務院 (Conseil d'Etat) および大藏省財務監察官から採用され、閣議資料、省間連絡会議などを通じて行う他省庁との調整のほかに政治的業務の多くを担当する。

- 7) Direction générale de la sécurité sociale. 総局長はラロックであった。
- 8) 金庫理事長はラロックであった。
- 9) Inspection Générale des Affaires Sociales (IGAS).
- 10) Conseiller maître à la Cour des Comptes. 首席審議官は、検査院長 (procureur général) の下に3名置かれている。3名のうち2名は競争試験により任用された内部昇進者である。他の1名は外部からの政府任用で40歳以上かつ公務経験15年以上の者とされ、大方は大藏省出身者である。
- 11) Ecole supérieure de la sécurité sociale.
- 12) J.-J. Dupeyroux, droit de la sécurité sociale. 『社会保障とその原理』を読めば読むほど、『社会保障法』に与えたであろうその影響の大きさに気づく。
- 13) R. Risser, Applications de la statistique à la démographie et à la biologie, Gauthier-Villars, 1965.
- 14) prévoyance. 肉体または精神の機能減退をもたらすかも知れない不確実性に対して備えることと定義している。
- 15) 社会保障計画策定の経緯については、ラロック研究を中心とする多くの研究があるので本稿では触れない。
- 16) 使用者負担のウエイトが大きくなっていた背景には、戦争中経営者の多くが対独協力の前歴をもつという後ろめたさから、フランス解放に活躍した労働者たちの要求に強く反対できなかったという事情によるという指摘もある。ネットルは、使用者拠出率の増加が行き過ぎると、拠出金の原資に手を付けることになりかねないことや、税同様に拠出回避を招くと懸念している。
- 17) 社会扶助および公的扶助を別にした国庫負担および国庫補助金は、1991年度予算案で国の予算の7.23%である。そのうちの3.64%は船員制度、1.19%は国鉄年金制度、0.97%が農業制度に対するものである。

- 18) J.-J. Dupeyroux, droit de la sécurité sociale, 11^e édition. これら被用者を対象とするものに限らず、農地貸借権、経営基盤喪失、裁判費用など自営業者や市民すべての基礎的生存基盤を対象とすることを考えている。
- 19) M. Feldstein の論文 (Social Security, Induced Retirement and Aggregate Capital Accumulation, Journal of Political Economy, vol. 82, No. 5, 1974) を契機として社会保障と貯蓄率の関係に関する多くの実証的研究が行われた。
- 20) 補足年金制度がその例としてあげられている。
- 21) 積立方式が貯蓄としての側面を純粋に發揮するのは、給付が発生するまでの間である。
- 22) この主張は、積立方式と賦課方式をめぐる政策論争において引用される。J. Bourgeois-Pichat の論文 (Le financement des retraites par capitalisation, Population N° 6, 1978) は、国民全体を対象とする年金制度が積立方式で機能しないと主張する代表的なものである。
- 23) J.-F. Chadelat, Note technique donnant la détail du mécanisme de la compensation 1975, SESI, 1974.

著書および論文

単独の著書は 2 点であるが、論文や報告書のたぐいは多数にのぼると推測されるが、筆者の手許にあるものを以下に掲げる。

- [1] Notions essentielles de sécurité sociale, Sirey, 1951.
- [2] La sécurité sociale et ses principes, Sirey, 1959.
- [3] L'adaptation du niveau des prestations au niveau du coût de la vie ou des salaires, Sécurité sociale et prestations familiales, juillet-sept. 1950.
- [4] Les élections sociales comparées aux élections politiques, Revue Française des Sciences Politiques, avril-juin 1953.
- [5] Technique de la sécurité sociale et démo-

- graphie, Revue Internationale du Travail, 1953.
- [6] Réflexions sur l'assurance maladie, Droit social, décembre 1957.
- [7] Organisation et Mécanisation, Bulletin de l'Union Nationale des Caisses d'Allocations Familiales, janvier 1958.
- [8] Social Security for Migrant Workers, International Labor Review, jan. 1963.
- [9] Les Retraites en France avant le XXe siècle, Droit social, juin 1963.
- [10] Les Retraites en France au cours de la période 1895-1945, Droit social, juillet-aôut 1965.
- [11] Sécurité sociale et progrès économique, Revue Internationale d'actuariat et de Statistique de la Sécurité sociale, N° 11, 1965.
- [12] L'utilisation de la notion de rendement pour l'étude des perspectives financières des régimes de retraites par répartition fonctionnant suivant le système des points, Comptes rendus de la troisième conférence internationale des Actuaires et Statisticiens de la Sécurité sociale, Vol. II, Madrid, 1965.
- [13] L'Histoire des retraites : les non-salariés, Droit social, janvier 1967.
- [14] Régimes complémentaires, Revue économique, mars, 1967.
- [15] Quelques remarques sur les indicateurs de sécurité sociale, des régimes de retraites par répartition fonctionnant suivant le système des points, Comptes rendus de la conférence internationale des Actuaires et Statisticiens de la Sécurité sociale, Vol. II, Helsinki, 1975.
- [16] Ajustement des pensions, Comptes rendus de la conférence internationale des Actuaires et Statisticiens de la Sécurité sociale, Vol. II, Mexico, 1979.

(ふじい・りょうじ 千葉大学教授)